

## 行政処分の公表

弊社本社営業所は、近畿運輸局より以下の処分を受けました。今回の処分を重く受け止め、再発防止に取り組む所存です。

### 記

1. 対象営業所                    みなと観光バス本社営業所
2. 処分内容                    輸送施設の使用停止（30日車）
3. 指摘事項および違反条項
  - ①123系統・21系統にて認可を受けていない路線を運行した。  
（道路運送法第16条第1項）
  - ②131系統・21系統にて正当な理由なく欠便を発生させた。  
（道路運送法第16条第1項）
  - ③131系統にて掲示された時刻より前に発車させていた。  
（旅客自動車運送事業運輸規則第12条）
4. 処分を受けた日            令和6年7月4日

以上